

第 5 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成30年5月16日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田^{おおた} 泰弘^{やすひろ}・2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・3 坂倉^{さかくら} 行光^{ゆきみつ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}
5 前川^{まえかわ} 洋子^{ようこ}・6 喜多^{きただ} 義幸^{よしゆき}・9 石井^{いしい} やすひろ^{やすひろ}・10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}
11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}・12 浅生^{あさお} 哲也^{てつや}・13 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・19 佐野^{さの} すま子^こ
21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：向出主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 買受適格証明願(公売)について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>第5回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はなしで、出席委員は14名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 2番の太田義政委員、4番の田村 明委員、よろしく申し上げます。 まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>説明をさせていただきます。恐れ入りますが、説明は座って失礼をさせていただきます。それでは議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は19,101㎡で、その内訳は田が18,457㎡、畑が644㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。番号1から12で、件数は合計で12件、合計面積は37,782.77㎡で、その内訳は田が35,142.77㎡、畑が2,640㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1、事務所・倉庫・駐車場用地 番号2、駐車場・資材置場用地</p> <p>件数は合計で2件、合計面積は、2,404㎡、このうち田が1,929㎡、畑が475㎡でございます。</p> <p>7ページから8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、駐車場用地 番号2、共同住宅用地 番号3、アパート用地 番号4、貸駐車場用地 番号5、駐車場用地 番号6、分譲住宅用地 番号7、建売（分譲）住宅用地 番号8及び番号9、太陽光発電施設用地 番号10、資材置場及び車両置場用地</p> <p>でございます。</p>

以上、件数は10件で、合計面積は11,267㎡、この内訳は田が6,187㎡、畑が5,080㎡でございます。

9ページから10ページをお願いいたします。

報告第5号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地

番号2、太陽光発電施設用地及び貸駐車場用地

番号3、太陽光発電施設用地

以上、件数は3件で、合計面積は5,235㎡、この内訳は田が4,086㎡、畑が1,149㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、番号2に関しましては、____委員に関係する案件です。先に番号2の採決をし、その後、番号1と3から5の案件について 採決したいと思ひます。

それでは、番号2に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、____委員の一時退室をお願いしたいと思ひます。

< 退 室 >

では、番号2の説明を事務局お願ひします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。恐れ入りますが訂正をお願いいたします。番号2の「安東」となっておりますが「楡形」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。それでは番号2についてご説明いたします。

番号2、地区 楡形、受人 株式会社____ 代表取締役 ____、面積 918,695㎡ 渡人 ____、面積 193㎡ 申請地 安東町木若____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 193㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上でございます

議長 事務局の説明が終わりました。番号2について、地元委員の意見を伺ひます。

太田委員 2番、太田です。5月12日に地元推進委員と現地確認をしております。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はございません。よろしくお願ひをいたします。

議 長 はい、ありがとう。番号2について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号2については、許可をすることに決定いたします。 _____ 委員入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号1と3から5の説明を事務局お願いします。

事 務 局 議長、それでは残りの番号1と3から5のご説明をいたします。

番号1、地区 神戸、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 3, 054 m²、申請地 半田上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 185 m² 外1筆、合計面積 432 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を行うものです。

番号3、地区 雲出、受人 _____、面積 21, 536 m²、渡人 _____、面積 7, 690.3 m² 申請地 雲出伊倉津町長藤前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 640 m² 外1筆、合計面積 5, 709 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大里、受人 _____、面積 13, 629 m²、渡人 _____、面積 3, 047 m² 申請地 大里窪田町花村 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 437 m² 外1筆、合計面積 3, 047 m²。

これにつきましては、生前一括贈与をするものです。

番号5、地区 安西、受人 _____、面積 150, 548.67 m²、渡人 _____、面積 1, 160 m² 申請地 芸濃町多門西沖 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 160 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は番号2も合わせて5件、合計面積は、10, 541 m²、のうち田が9, 916 m²、畑が625 m²でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1と3から5の地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員	5番、前川です。5月13日に地元推進委員と連絡を取り、特に問題はないということでしたので、事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとう。番号3番。
太田委員	1番、太田です。この件に関しまして、事務局の説明どおり、問題ないと考えます。よろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとう。番号4番。
坂倉委員	3番、坂倉です。5月9日に地元推進委員と一緒に現地確認しまして、事務局の説明どおり、特に問題ございません。よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、ありがとう。番号5番。
石井委員	9番、石井です。この件につきましては何も問題ないと思いますので、事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1と3から5について、皆さんいかがでしょうか。
坂野委員	21番、坂野です。番号1ですが面積が0㎡ということで、下限面積 5000㎡は緩和されるのでしょうか。
事 務 局	3条申請と同時に基盤強化の契約において、約4,645㎡の貸借も同時に提出されておりますので、下限面積の5,000㎡をクリアしていると考えます。
坂野委員	はい、わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ないようですので、それでは異議なしと認め、番号1及び3から5については、許可をすることに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、で ございます。 番号1、地区 高茶屋、借人 合同会社_____ 代表社員 _____、面積0㎡、貸人 _____、面積 3,283㎡、申請地 高茶屋小森町中山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,983㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借権を設定し、申請地を法人での経営へ移行するものです。

以上、件数は1件、面積は、畑で1,983㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

太田委員 1番、太田です。この件につきましても、事務局の説明どおり問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

坂野委員 先ほどと同じ質問ですけど、下限面積要件の説明をお願いします。

事務局 この案件ですが、貸人と借人は親子関係でありまして、法人への経営移行ということで、面積 0㎡とありますが、この他にも貸借があり、5,000㎡要件をクリアしておりますので、問題ないと思います。

坂野委員 説明時に、そういった説明もお願いできたらと思います

事務局 はい、わかりました。

議 長 これからよろしく申し上げます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 雲出、申請者 _____、申請地 雲出島貫町北大年 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の48%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請者 _____、申請地 雲出島貫町北大

年____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外1筆、合計面積 1,754㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及びメンテナンススペース用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、250㎡のメンテナンススペースを設置したため、転用面積の39.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 河内、申請者____、申請地 芸濃町河内向谷____、台帳地目は田、現況地目は山林、面積 266㎡ 外1筆、合計面積 322㎡。

これにつきましては、申請地を50年以上前に水の便、日当たりとも悪く田を維持するのが困難であったため植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は、田で3,087㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

太田委員 1番、太田です。1番、2番とも、10日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員出席のもとに確認をいたしまして、問題ないと考えていますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号3番。

石井委員 9番、石井です。この件につきましても、事務局のいうとおりで何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページから16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 株式会社____ 代表取締役 ____、渡人 ____、申請地 一身田豊野にノ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積 664㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、265.68㎡、設置率は、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一身田豊野ほノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 472㎡ 外4筆、合計面積 1,545㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、630.99㎡、設置率は、転用面積の40.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野へノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 624㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、324.72㎡、設置率は、転用面積の52%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 野田鎌切_____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 327㎡ 外5筆、合計面積 1,345㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、489㎡、設置率は、不整形地のため、転用面積の36.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の48.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 942㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の51%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,196㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の40.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、420.84㎡、設置率は、転用面積の50.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高茶屋、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 雲出、受人 合同会社_____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,153㎡ 外2筆、合計面積 1,238㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、転用面積の42.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,120㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、転用面積の47.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目・現況地目とも

田、面積 995㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の48.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本八幡前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 76㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号22、地区 明、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 芸濃町楠原久保垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,004㎡ 外6筆、合計面積 4,080㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,603.2㎡、設置率は、不整形地のため、転用面積の39.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町林上垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外1筆、合計面積 34.41㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 明、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町林上新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 353㎡ 外2筆、合計面積 948㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、転用面積の56.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西廣見_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 85㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を自家用駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は25件、合計面積は、25,821.41㎡、このうち田が19,540㎡、畑が5,223.41㎡、その他が1,058㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番から3番。

田村委員 4番、田村です。5月10日に1番と3番については、地元推進委員と現地確認を行いました。2番については会長、部会長も出席いただきまして5月10日に現地確認を行いました。いずれの案件についても、事務局の説明どおりで特に問題はございません。

議長 はい、ありがとうございます。番号4番。

前川委員 5番、前川です。5月10日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認をしまして、申請地は道幅が狭く、畑が大きな機械が入らないということで、今はほとんど雑種地になっておりますので、特に問題はないと思います。事務局の説明どおり、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号5番から20番。

太田委員 1番、太田です。5番から20番まで。5月10日に会長、部会長、地元推進委員立会いのもとに現地確認いたしました。事務局の説明どおり、問題ないということでございます。よろしくお願いいたします。また、地元推進委員より、かつて許可をした太陽光の中で、申請者が現地確認をしないまま申請をし、転用後も確認をしないということがあった。というのは、埋め立てをしないというのに、土が盛られているというようなことあり、嚴重注意をしたということがあったとのことでした。

議長 はい、ありがとう。番号21番。

川口委員 10番、川口です。10日に、地元推進委員と現地確認いたしまして、別に問題ないということでございます。

議長 はい、ありがとう。番号22番。

川口委員 10番、川口です。太陽光発電ではありますが、私の在所であり、業者から自治会の方に説明があったということでございましたので、その意見を踏まえまして、10日に会長、部会長出席いただきまして、地元推進委員とともに、現場確認行いまして、別に意見はないということです。

議長 はい、ありがとう。番号23、24番。

川口委員 23番は、同じく10日に地元推進委員と現地確認いたしまして、別に問題

ないということでした。24番の太陽光発電、これも同じく10日に地元推進委員と現場確認いたしまして、別に問題ないということでした。

議長 はい、ありがとう。番号25番。

平井委員 13番、平井です。5月10日に地元推進委員ともども現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということですのでございますし、事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 たくさんの案件、委員さん方ご苦労様です。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

坂野委員 21番、坂野です。番号5番以下の高茶屋の案件ですが、全部足すと10,000㎡を超えるような大規模な開発になると思いますが、一連の連続した農地の中で、虫食い状態で太陽光発電設備ができることについて、農業政策上の問題や、また_____の太陽光発電で、地元自治会が反対して取りやめになったという記事も新聞で見ましたけれども、これだけ大きな事業をするのに地元の対応はどうなんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

事務局 坂野委員さんのご心配のとおり、太陽光についてはいろんな地元との問題がたくさんある中、高茶屋地区と雲出地区に今回、太陽光をたくさんされていますが、地元の方と協議をしてガイドライン上の協定書を地元とまいておられますので、それについての心配も解消されているのかなと思います。

太田委員 1番、太田です。雲出と高茶屋には環境問題推進委員会というのができまして、そこを通さないといけないというような規制ができています。その委員の中に地元推進委員も入ってもらっています。

太田委員 2番、太田です。どうすることもできない意見ですけれども、近鉄道路沿いにイオンができて、昔から近鉄道路の沿道開発ということで、沿道沿いにしか店舗が建ってない。まちづくりという都市計画の中で、地元の地権者が他県の方に所有権を移転すると、今度ここに何かしようと計画をしても、津市としてのまちづくりができるのかなと懸念をしております。大規模な太陽光の施設をつくれるのは、農業委員会としては法令どおり許可要件の審査をしないといけないですが、個人的に津市全体のことを考えると、新しくイオンができることによって、発展する可能性のある土地に、このようにたくさん太陽光をしてもいいのか疑問に感じました。

議長 貴重な意見ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

守山委員 15番、守山です。高茶屋の土地は湿田であると聞いているが、中間管理事業等の整備等で農地として利用はできなかったのかなと思うところもある。ただし、転用申請が出された以上、農地法上の審査をしなければいけない。

太田委員 1番、太田です。整備をしても水利の問題があるので、難しい。

太田委員 2番、太田です。何か問題が起きた時に、他県の方ばかりだと、心配だなというところがあります。

議長 事務局そういう意見が出たということ、記録でよろしくお願ひしたいと思ひます。それではみなさん、異議なしでよろしいでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明合、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町大塚向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 302㎡ 外1筆、合計面積 785㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、354.24㎡、設置率は、転用面積の45.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は、畑で785㎡でございます。
この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

浅生委員 12番、浅生です。5月10日に現地確認をしたのですが、地元推進委員も別に問題なしということで、よろしくお願ひします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 藤水、借人 有限会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 垂水足田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 715㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成31年3月31日までの使用貸借権を設定し、申請地を一時転用により資材置場用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります3年以内の一時転用でございますので、妥当なものであると思われま

番号2、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町七曲_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 513㎡ 外1筆、合計面積 813㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成30年10月20日までの使用貸借権を設定し、申請地を一時転用により搬入路及び資材置場とするものです。農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります3年以内の一時転用でございますので、妥当なものであると思われま

以上、件数は2件で、合計面積 1,528㎡、このうち田が813㎡、畑が715㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。この案件につきましては、地元推進委員から問題ないとの報告を受けておりますので、事務局の説明どおり問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとう。番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。5月10日に地元推進委員と現地確認しました。上の方に太陽光発電が何年か前に設置されており、そこが崩れて、それを直すために田を一時転用するということでもあります。特に問題はないと思いますが、太陽光発電をやった所がやはり、ちょっと建設がずさんであったというところから、去年の10月に大雨が降ったときに崩れたということでもあります。そのままにしておくと、どんどん崩れていくということがありましたので、こういう申請になったと思います。特に問題ないと思うのですが、5月11日に高野尾地区の農業振興協議会において、メンバーの中からここを工事した場合に、ちょうどここは亀山の下ノ庄との境になっており、崩れた場合に下ノ庄地区に影響が出るので、そちらの自治会等との連絡をちゃんととってほしい、あるいは善処するというものを一筆入れてほしいという意見があったということだけをご報告させていただきます。

議 長	はい、ありがとうございます。ただいま説明があつたとおりですのでよろしくお願ひします。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。次に議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第7号 非農地証明願について、でございます。
	番号1 地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町内多向出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 16㎡。 これにつきましては、提出されております平成30年3月27日発行の登記全部事項証明書により、申請地には昭和45年に居宅が新築されたことが確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
	番号2 地区 上野、願出者 _____、申請地 河芸町杜の街五丁目_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 85㎡。 これにつきましては、提出されております昭和57年11月14日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに木々が生い茂っていることが確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
	以上、件数は2件、合計面積は、畑で101㎡でございます。 説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。
浅生委員	12番、浅生です。5月10日に現地確認をしました。地元推進委員も別の問題なしということで、事務局の説明どおりです。よろしくお願ひします。
議 長	番号2番。これは私の地区ですが、地元推進委員と意見交換し、現場を見たところ、事務局の説明のとおり、航空写真では山林になっていましたが、別に問題ないと思っております。 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。</p> <p>次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で64,001.36㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,309㎡、契約件数は35件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で27,269㎡、契約件数は6件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で48,827㎡、畑の使用貸借で2,645㎡、契約件数は14件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,657㎡、契約件数は5件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,892㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて167,646.36㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,954㎡、合計契約件数は63件、合計面積は179,600.36㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は津地区13件、河芸地区4件、安濃地区13件、芸濃地区4件で合計34件、合計面積は95,894㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積は、件数で54.0%、面積で53.4%となっております。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
議 長	整理番号8、ほか2件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号5、ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号35ほか9件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この10件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。みなさんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

第5回第1農地部会を終了いたします。

午前11時11分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年5月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____